

大阪府立夕陽丘図書館の障がい者サービスの歴史

佐藤 敏江（中央図書館）

はじめに

大阪府立夕陽丘図書館は、昭和 25 年に開館した天王寺分館（大原社会問題研究所跡）の跡地に昭和 49 年 5 月に開館した。府立図書館としては、既に明治 37 年に開館した中之島図書館があったことから 2 館でサービスを分担する事とし、当初夕陽丘は社会科学、自然科学を分担する計画であったが、諸般の事情から社会科学と特許資料へと変更された。

当時、障がい者サービスについては、東京都立が障がい者サービスを開始（昭和 4 5 年）していたが、他府県では実施例はなく、大阪府立でも、昭和 47 年 10 月「身体障害者（重度の肢体不自由者）に対して館外貸出サービス〈延滞料免除・郵送料片道負担〉」を実施するに留まっていたが、視覚障がい者団体から要望があり、サービスを開始するはこびとなった。新館（夕陽丘図書館）が建設中であった事もあり、夕陽丘図書館でのサービス実施が決定され、急遽職員用の事務室部分を設計変更し、対面朗読室 2 部屋が設置された。公共図書館である事、また点字図書館との共存等が必要である事から、録音機器、ダビングマシン 2 台（事務用）、弱視者対応として拡大読書器 2 台を設置、府内市町村の点字広報紙 14 誌（点字資料は収集しない）、83 タイトル（479 巻）の試聴用テープ図書、その他車いす 2 台を準備し、担当職員 2 名（翌 50 年兼務 1 名増）で昭和 49（1974）年 6 月に対面朗読を中心としたサービスを開始する事となった。

1 視覚障がい者へのサービス

1) 対面朗読並びにテープ図書の作成等（別添対面朗読統計・朗読資料参照）

対面朗読サービスは昭和 49 年 6 月、朗読室 2 室（1 日最高 6 人を限度）、利用時間午前 9 時～午後 9 時、朗読協力者（有料・音訳講習会受講者）による朗読、利用は一人 1 回 2 時間週 1 回までという条件のもと、大阪府内在住もしくは在勤の障害者手帳を所持する視覚障がい者を対象に開始された。

開始当時の朗読者は類縁機関に紹介を依頼した事もあり、都立図書館での朗読経験者 1 名、鍼灸師 1 名を始め、点字図書館の朗読者等が確保された。対面朗読の設定に際しては、基本的には朗読者の得意とする分野を考慮して決定したが、例外的に朗読の下調べに多大な時間を要する資料や内容が特殊な資料の場合、また緊急で朗読者が確保できなかった場合や年間の予算枠を超える場合は、利用者に了解を得た上で職員（朗読講習会の未受講者

を含む) が担当した。また医学書など専門的知識を必要とする資料については、「大阪府盲人福祉協会」(現大阪府視覚障害者福祉協会) 及び関係諸機関に朗読者の斡旋を依頼する事とした。その他、回数としては少ないが、対面朗読のため部屋の使用を希望される利用者には、対面朗読室を開放した。調査・相談の結果に関しては、電話での回答が可能な範囲であれば資料の紹介に留まらず回答、テープ化を必要とする場合は「当館所蔵資料についてのテープ化」と同様の扱いとした。

22年間を通しての利用統計によると、大阪市内在住者が当初の50%程度から徐々に増加し70%台へ移行、それに伴い府内が減少した事、性別では男性が85%前後、女性は15%前後の登録で始まったが、徐々に女性の利用が増え25%前後と増加している事、年齢別で見ると、全体を通して職業人と思われる26~55歳が60%以上を占める事、また時間の経過と共に無職の人の利用が増加している事、曜日では平日に比べ土曜日の利用が少なく、金曜日が多い事、時間帯では午前中が20%後半から35%前後へ、午後がほぼ50%前後で開始し、一時的に落ち込んだ時期もあるが、後には50~55%と約半数が午後の利用で、夜間(17時~21時)が20%台から10%台へと変化している事等が見え、サービスの拡大と共に、サービスが社会的に公認されていく様子が窺がえる。

残された記録や当時の職員の話からは、手探り状態でのサービス開始で、先行している東京都立のサービスを参考とした様子が窺える。当時の日誌を繰ると、利用者第1号は6月8日、市内在住の男性で朗読資料は「中村元選集第15巻」と「！」付きで明記されており、担当者の弾む気持ちが伝わってくる。

利用条件については、利用者からの要望もあり、平成5年1日には1日に1人2時間、原則週2回迄可能(運用で週2回の来館が困難であるが必要度が高い場合は、週4時間の枠内で対処)となった。

朗読資料に関しては、基本的には中之島図書館の所蔵資料を含む府立図書館所蔵の資料としたが、両館共独立館で貸出票も別々となっていたため、中之島図書館の所蔵資料に関しては担当職員が特別貸出(相互貸借)により貸出返却に赴いた。また鍼灸関係の職業に従事されていた利用者が多く、必要とされる資料が公共図書館では未所蔵の可能性も考えられる事から、資料収集用の予算に、医学分野に関しては公共図書館では購入対象外の専門的な資料を購入するための予算枠も組まれた。しかし極度に専門的な資料や特殊な資料に関しては購入が困難な事等もあり、利用者の持ち込み資料も図書館所蔵資料に準ずる資料として朗読の範囲とした。実態としては、職業上必要な分野と趣味の分野に関する資料

への要望が多く、3門（社会科学）・4門（自然科学）で約40%、9門（文学）がほぼ四分の一を占めている。1冊の本をまるごと朗読、情報収集のため資料の一部を朗読し必要部分を録音、或いは点字化する等、利用の仕方は様々であった。利用者との会話にも出てきたが、かつて視覚障がい者が大部分を占めていた理学療法分野への晴眼者の進出により競争が激化していた事もあり、専門的知識の習得・更新が今まで以上に必要となったという事情、大学受験や論文のため、また就業範囲の拡大を目指して、特定主題の知識を必要としていた事等、その時々視覚障がい者のおかれた事情や時代背景が窺える。

初年度の実績は登録者23人、延利用者428人、朗読者25人であった。昭和54年頃から延利用者が年間1000人を超え、以後年間約1100～1200人とサービス開始時の約2.5倍、平成6年には朗読者44人、延べ利用者数1,168人を数えており、サービスの広がりを感じさせるが、予算枠に限定されている中でのサービスである事を断っておく。

ちなみに、平成8年5月開館の中央図書館開館では、職員4名、対面朗読室7室、開館時間午前9時～午後7時でサービスを再開、同年の実績は、延べ利用者990人、1,609回、3,217時間と、夕陽丘の時代と比べ飛躍的に増加したが、以降予算、開館時間の短縮、立地条件等からくる制限により横ばい状態となっている。

当初、点字図書館等の類縁機関との住み分け、著作権上の問題等から、対面朗読のみのサービスに限定し（対面朗読中の録音は可能）、テープ図書の作成希望があった場合は、一般書は大阪府盲人福祉協会を紹介、学術書に関しては昭和51年に受付館となった国立国会



図書館の録音サービスを利用していたが、「視覚障害者の読書環境をよくする会」「大阪府立夕陽丘図書館利用者の会」等による要望もあり、昭和56年（国際障害者年）に、対面朗読サービスの運用としての録音朗読を実施、著作権の処理が出来、他館でも所蔵が無く、将来の利

用が見込まれる資料に厳選してテープ図書を作成する事となった。その後中央図書館の開館後の平成14年度、ネットワーク配信事業の実施に伴い、コンテンツを増やす目的で大阪関係の資料を中心にデージー図書を作成したが、ネットワーク配信事業が終了した事や、予算面の問題等諸般の事情もあり現在は継続していない。

2) 点字印刷物等の発行 (別添出版物等統計参照)

昭和 50 年 6 月大阪府の広報誌の点字出版化の一環として、点字版「墨字図書新着案内」(書名と著者名を収載、分類順に配列)を発行、関係機関や個人への配布を開始した。新刊からのリストアップの際の選択基準は、①教養や趣味、娯楽、実生活上有用と思われる資料を全分野にわたり選択、医学関係資料、社会福祉・障害者問題等以外の高度な専門書及び児童書は除外、②医学関係資料(漢方医学・三療・リハビリテーション等)はもれなく選択、③社会福祉・障害者問題等特に関心が深いと思われる資料は出来る限り選択、④絵画・写真・図表等を主体にした資料は特別な場合を除き除外、というものであった。当初は年 6 回各 1000 部の発行予定であったが、初年度は年 5 回各 1000 部、次年度～57 年度は年 4 回各 1000 部、58 年度以降は年 4 回各 1500 部の発行とほぼ年 4 回の発行となっている。収録タイトルは予算・発行部数の変化に随い、最初の 2270 から 1500 へと減少していった。収録点数を多くするため書名と著者名のみで紹介となったため、出版社・価格等の情報に関する問い合わせもあり、簡単な内容紹介を付して欲しいとの要望もあったが、予算の枠もあり収録点数を優先させる当初の方針を継続した。その後昭和 56 年第 4 回目の新着目録からは、利用者の要望に応えるかたちで録音版(カセットテープ)を作成・希望者への貸出を開始した。収録図書は点字版と同じであるが、予算の制約を受けないこともあり、書名・副書名で判断のつきにくいものには簡単な内容紹介を加えたものとした。現在、録音版はカセットテープ版・CD 版の 2 種類を作成している。

また、昭和 54 年度に利用案内「点字版大阪府立夕陽丘図書館利用の手引ならびに施設案内」を発行、その後名前の変更はしたものの、利用案内の発行は現在も続いている。その他単年であるが、テープ図書の郵送貸出の開始等もあり昭和 55 年度、57 年度、平成 6 年度に「点字版録音図書目録」各 300 部を発行している。

3) 図書の貸出 (別添郵送貸出統計参照)

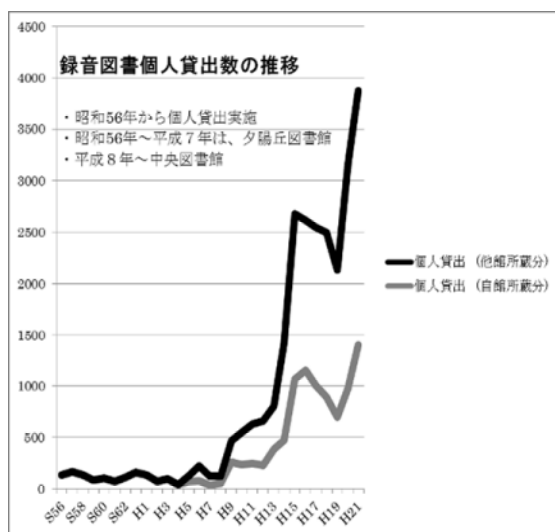
(1) テープ図書の貸出

イ) 個人貸出

テープ図書は、昭和 49 年のサービス開始時、館内での試聴用として、83 タイトル(479 巻)を購入・所蔵していたが、貸出等に関しては大阪府盲人福祉協会を紹介する方法を採用していた。その後利用者からの希望等もあり、56 年 4 月、府内在住・在勤・在学の個人の視覚障がい者に対し、当館所蔵の録音図書の郵送貸出(図書 3 タイトル相当分 5 週間)

を開始し、同年3月には所蔵調査用に「点字版録音図書目録」を発行した。昭和59年「都立中央図書館の視覚障害者資料の全国館間貸出（施行）」に参加したが利用は1件に留まった。平成3年2月には類縁機関の所蔵状況を調べるために「てんやくひろば」（点字情報ネットワークシステム）に参加、「てんやくひろば」を継承した「ないーぶネット」（視覚障害者用図書情報ネットワーク）に入会し、平成4年8月には貸出冊数を3冊から4冊に変更したが、平成5年4月には、点字図書館等の類縁機関（国会・都立以外）からとりよせたテープ図書の貸出を開始した。開始当時の昭和56年度の実績は個人貸出延べ151人135タイトル1252巻、他館借受開始平成5年には67人124タイトル711巻（内52点362巻は他館借受）と、数年後には減少化の道をたどり、他館資料の取り寄せのサービスの実施も貸出増加の呼び水とはならなかった。この背景には、障がい者の置かれている情報の入手が困難という環境の悪さがあるものと推察される。

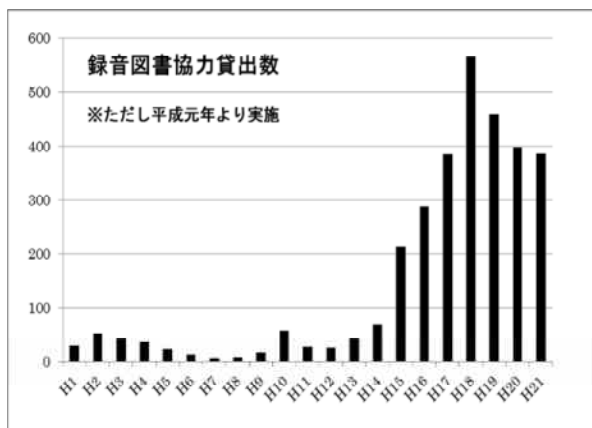
平成8年、中央館開館に伴い貸出条件を8冊相当分・5週間に変更した。当初利用はあまり伸びなかったが、平成13年（2001）の「ないーぶネット」の個人のネット予約の受付が開始となった事、平成15年の対面朗読サービス対象者へのインターネットによる郵送貸出の申込受付が始まり、落語・音楽CDの検索・貸出申込が可能になった事等により利用が増加した。数字で見ると平成9年度466タイトル1667巻が、平成21年度には、個人貸出3877タイトル8772巻となっている。貸出増加の背景には、パソコンの普及、HP等による情報公開により、言葉では表現しにくかったもの、イメージ化が困難であったもの、曖昧な情報であったものが、自ら検索する事によりイメージ化が容易になった事、人の手を借りずに目的に到達できる等が考えられる。またカセットテープからCDへと変化し、再生に際し便利な機能が加わった事、再生機器の発達による影響も見逃せない。



ロ) 協力貸出（団体貸出）

平成元年8月、1館3タイトル・2ヶ月の条件で当館所蔵のテープ図書の特別貸出(団体貸出)を開始、同年20館30タイトル271巻を貸出したが、平成6年には13件69タイトルと減少、予測された事ではあるが、新タイトルの追加がなく、限られた所蔵資料でのサービスの限界であった

平成 8 年の中央図書館でのサービス開始後も、利用は横ばい状態であったが、2001 年の総合目録「ないーぶネット」のインターネットでの申込受付並びに個人利用会員の登録の開始、また平成 14 年度～19 年度の中央図書館でのネットワーク配信事業用のコンテンツ充



実のためのデジタイズ図書の作成、市販のデジタイズ図書の購入等の新資料の受入に伴い飛躍的に貸出が増加、平成 15 年には延べ 213 館、992 タイトル、平成 21 年度は 385 館 574 タイトルとなっている。

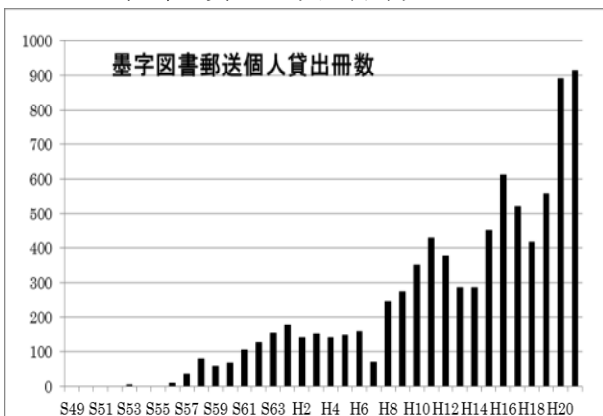
(2) 墨字図書の貸出

イ) 個人貸出 (別添郵送貸出統計参照)

対面朗読・テープ図書の作成依頼が利用のほとんどを占めていたが、利用時間の制限もあり、他の機関や個人で音訳を依頼するケースが想定される事から、墨字図書の貸出についても別枠としたが、利用は少なかった。

来館による貸出に関して、府立図書館では個人貸出時貸出カードは本人以外は使用できないが、障がい者の場合は代理者による貸出を可能とした。

郵送貸出については、昭和 47 年 10 月以降、送料の片道負担 (返却は利用者の負担による郵送或いは代理人による持参)、延滞料の免除という条件でサービスを実施していた。夕陽丘の障がい者サービスの開始に伴い、昭和 49 年 7 月、肢体不自由者に対する個人貸出について、郵送費の全額図書館負担でのサービスの開始を目指したが、館内での了承は得



られたものの成立には至らず、同 54 年 4 月に至って漸く成立したが、この時視覚障がい者に対する墨字図書の郵送貸出については、利用規則に明記されなかった (対象範囲を公職選挙法で在宅投票が認められている範囲と同一としたため)。但し、視覚障がい者に対する墨字図書の郵

送貸出については、障がいの等級に関係なく肢体障がい者への図書貸出に準じて行うとして実施していた。しかし利用者からの要求もあり、56 年度に正式なサービスとして位置づけた。ちなみに同年は国際障害者年で、2 月には郵政省の通達により、規則 39 条の 2 に規

定する「身体に重度の障害のある者」に視覚障害者を含むと改正され、送料が半額となった。

ロ) 団体貸出

公共図書館への貸出は相互貸借として対応したが、貸出先の図書館で対面朗読サービスに使用する場合は、通常の相互貸借の貸出期間（1カ月）を延長、2か月とした。

4) 利用者の声 （別添歴史 サービス別参照）

「視覚障害者の読書環境をよくする会」「大阪府立夕陽丘図書館利用者の会」について

昭和54年「視覚障害者の読書環境をよくする会」が出来、7月20日第1回対館交渉がなされ、対面朗読の利用制限の撤廃、視覚障がい者への墨字図書の（無料）郵送貸出、利用者の希望する図書・資料の点字・テープ化と貸出、視覚障がい者の採用等7項目の要望書が提出され、昭和60年6月には対府交渉（社会教育課長対応）もなされた。

また、昭和55年10月には「大阪府立夕陽丘図書館利用者の会」による第1回対館交渉がなされた。記録によると、昭和60年迄年2回程度の頻度で実施され、テープ図書の制作・貸出、視覚障がい者の正職員の配置（大阪府での採用）等、毎回10項目近い要求書が提出された。

利用者から要望のあった項目中、①視覚障害者への墨字図書の（無料）郵送貸出、②新着図書目録のテープ版の作成、③テープ図書の作成 ④対面朗読の利用制限の撤廃 ④点字タイプライターの設置 ⑤朗読者の朗読研修会等は、著作権や予算枠等による制限はあるものの大部分が実現した事により、二つの会とも解散となった。

利用者の会の要望を受け、昭和56年6月利用者の会・朗読者・館による対面朗読三者交流会が開催され、以後57-58年度、平成3年・4年度と対面朗読交流会が開催された。テープ図書の作成・貸出、朗読技術、録音機器の扱い方 読み方の調査用のツールの作成、担当職員の鍼灸関係の知識取得要望等が議題となった。

サービスの開始から37年、時間の経過に伴い多くの変化があったものの、現在も、サービス開始時の利用者・朗読者、並びに両会の代表者とのお付き合いは続いている。

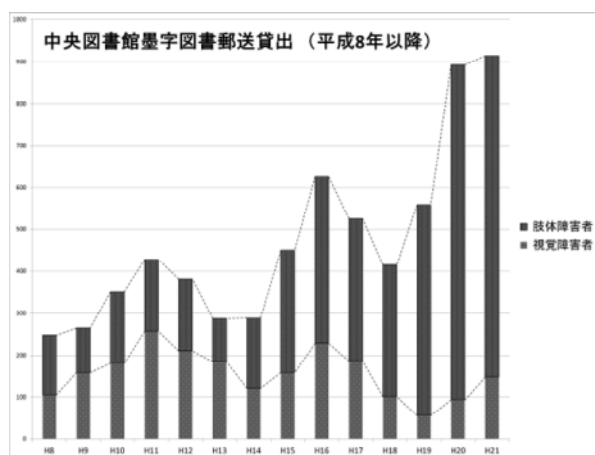
2 肢体障がい者へのサービス （別添郵送貸出統計参照）

1) 図書の郵送貸出 （身体障がい者対象）

来館による貸出については、代理貸出を認めていたが、来館不可能な重度の障がい者に対して郵送貸出を実施した。

郵送貸出に関しては、昭和47年10月府立図書館（本館・分館）では、府内在住の身体障がい者（重度の肢体不自由者）に対し、3冊、3週間、延滞料免除、送料片道館負担という条件でサービスを開始した。昭和49年7月に、館内で肢体不自由者に対する個人貸出について郵送費の全額負担等でのサービスの開始を目指し、館内での了承はえられたものの成立には至らず、同54年4月に漸く成立した。身体障がい者一対象者は府内在住・在勤の『重度身体障害者』（「公職選挙法施行令第59条の2」に規定されている者、「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」及び「恩給法別表第1号表12」に記載）に対し、所蔵資料に限り3冊3週間、郵送費用は館負担の条件でサービスを開始すると共に、郵便規則39条による書籍小包郵送料半額免除措置を講じた。更に平成4年6月に規定の改定を行い、府立の未所蔵資料を他館から借り入れ利用者に提供するサービスを開始、借入の際にかかる料金も含めて全額図書館の負担としたが、郵送貸出の予算項目は立てられていなかった。昭和50年に郵送貸出を実施していた記憶があるが、初期の記録はなく、わずかに、昭和53年の1人4冊の貸出に関する書類があるのみで、年間を通じての記録が残っているのは、昭和57年が最初で22件34冊、平成6年度には、69件157冊、閉館した平成7年10月15日迄の約半年では31件69冊であった。

平成8年5月中央図書館開館でサービスを再開、貸出冊数8冊、貸出期間は視覚障がい者3か月、身体障がい者5週間と、貸出条件が大きく変わった事もあり、107件247冊と約2倍の伸びを示した。また平成13年7月のホームページ開設、平成15度のインターネット



による郵送貸出の申込受付を開始した事により更なる飛躍的な伸びを示し、平成21年度には302件914冊と約3倍になった。（別添資料「郵送貸出統計」の（中央部分参照）」参照）

余談であるが、昭和53年に4冊を郵送貸出した利用者は研究者で、著作活動もされており、自宅が図書館の隣の区で距離的に近かったこともあり、車いすによる来館と郵送貸出を併用してよく利用されていた。中央移転後は遠くなった事もあり利用回数は減ったが、現在も利用者として登録されている。

2) FAXによるレファレンスの受付

聴覚障がい者に対するファクシミリによるサービスは従来から実施していたが、平成4年10月「聴覚障害者等に対するファクシミリによるサービス取扱要領」を制定、サービスの位置づけを行った。聴覚障がい者・言語障がい者（身体障害者手帳の提示が必要）を対象として、所蔵資料の照会及び貸出中の図書の予約、その他レファレンスに関する質問を受け付ける事とした。主に所蔵調査の利用であったが、数値的には伸びなかった。

おわりに

サービス開始間もない頃（昭和50年～52年担当）を知る最後の職員の使命として、夕陽丘図書館時代の障がい者サービスについてまとめてみたが、残された記録が不備な上、自身の記憶も曖昧になっている事から、不十分なものとなってしまった事をお断りしておく。

窓口サービスにつきものではあるが、振り返ると、当時の利用者の顔や朗読資料、朗読者の顔が浮かんでくる。既に鬼籍に入られた方も多いが、長期にわたり一人一人の利用者の利用傾向が把握でき、人生の最後に至るまで感謝されながらのおつきあいができるのは、このサービス独特のものといえる。この事はまた逆に、我々がどういうサービスを提供してきたかを見続けている人がいる事をも示している。

最後になったが、本稿の作成にあたり、グラフの作成、資料のチェック等、西林正人室長（障がい者支援室）に多大のご協力を頂いた事を申し述べておく。